

第6回

総務文教小委員会会議録

平成16年2月25日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第6回 総務文教小委員会

○日 時 平成16年2月25日(水) 午後2時00分

○会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員(9名)

委員長	梶田 信三	一宮市議会議員	副委員長	川井 勇	木曾川町議会議員
委員	天野 彰	尾西市議会議員	委員	常川 雄次	一宮市学識経験者
	〃 友定 良枝	一宮市学識経験者		〃 青木 隆子	尾西市学識経験者
	〃 橋本 照夫	尾西市学識経験者		〃 葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者
	〃 松村真早美	木曾川町学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 議題

(1) 協議事項

協議総文第23号 電算システム事業について

(2) 提案事項

協議総文第24号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議総文第25号 慣行の取扱いについて

(3) 議会の議員の報酬について

3. その他

・総務文教小委員会の日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから「第 6 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 総務文教小委員会」を開催させていただきます。

本日の出席状況ですが、委員 9 名全員がご出席となっております、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、梶田委員長さん、よろしくお願いいたします。

○梶田 信三委員長

皆さん今日は本当にご苦勞さまでございます。大変暖かくなりましたけれども、今日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は確定申告をやっています関係で、皆様には駐車等でご迷惑をおかけしたかと思えますけれども、大変失礼いたしました。

総務文教小委員会も第 6 回目を迎え、協議も進んでまいりましたけれども、まだまだいろいろな項目がございますので、是非十分ご協議をいただきますようお願いを申し上げまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

では、座って進めさせていただきます。

それでは、協議総文第 23 号、協定項目 23-3 電算システム事業についてを議題とさせていただきます。

まず、前回提案をされました調整方針（案）につきまして事務局から朗読をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

お手元の次第、はねていただきまして 1 ページでございます。

電算システム事業について（協定項目第 23-3 号）でございます。

調整方針、朗読させていただきます。

電算システム事業については、システムの統合を図り、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

この件につきましては、1 月 23 日の第 5 回の小委員会で提案をされたところでございますけれども、皆様方お持ち帰りをいただいて検討をされました結果、もし何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。なかなか電算システム、わかりにくい感じを受けるのでございますけれども、よろしゅうございますでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○梶田 信三委員長

そうですか、はい。特段ご意見や質問等もないようでございますので、協議総文第23号につきましては、原案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、協議総文第23号は原案のとおり承認されました。

続きまして、次の提案事項に入ります。

協議総文第24号、協定項目第10号ですが、一般職の職員の身分の取扱いについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○伊神 正文事務局課長

同じく次第の2ページをお願い申し上げます。

一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目第10号)でございます。

調整方針、読ませていただきます。

(1) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐものとする。

(2) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。なお、給料については、現給を保証する。

(3) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(4) 一般職の職員の職名、職階等は3市町の長が別に協議して定めるものとする。

恐れ入りますが、協議附属資料の方をお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

一番上に調整方針(案)といたしまして、今、私が朗読したものと同じ文章がつけられております。(1)の文面につきましては、すべて一宮市の職員として引き継ぐといったことで、この文章のとおりでございます。

2番目といたしまして、一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとするといったことがございましたが、これは特定の合併関係市町村の職員であったこと等を理由に、職員の勤務成績あるいは能力等と無関係に不均衡に扱うことはないといったことを意味しているものであります。給料については、現給保証といったことでございます。

次に、3番目の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするがございます。これは新市建設計画の財政計画の中で、10年間で333人の職員を削減しといったことで財政シミュレーションが出してございます。これは、計画をきちっと立てて実際にその人数を減らすといったことで出したものではなく、合併した場合、中核市である岡崎市並みの職員数にするべきであろうといったことで算出した数字でございます。ですから、

今後は組織のあり方等も含めながら、こういった計画を合併後策定して定員管理の適正化に努めていくといったことを表したものでございます。

4番目の一般職の職員の職名、職階等は3市町の長が別に、と書いてございますのは、これにつきましては、例えば3市町の部長、課長あるいは係長、それぞれおみえになりますけれども、それが合併したといたしまして3人の例えば総務部長、3人の情報管理課長といったわけにはまいりませんので、この人たちをどのように配するのかといったことを3市町の長が別途協議して決めるといった意味合いで書かせていただいたものでございます。

項目といたしまして、1の職員数でございます。これは見ていただいたとおりでございます。市長部局、病院、水道・下水、議会、監査事務局、教育委員会事務局あるいは消防といったことで、それぞれの3市町の職員数を掲げさせていただいております。

次に、2の給料表でございます。これも行政職1から医療職3まで5つの給料表があるといったものでございます。一番上の行政職1を見ていただきますと、一宮市が11級制、それから尾西市が9級制、木曽川町が8級制といった級になっております。

次に、3番目の級別職務分類といったことでございますが、例えば一宮市の例でいきますと、11級にはどのような職名の人間がいるのかといったことで見ていただければと思います。一宮市の11級が部長、10級が次長、9級が課長と、だんだん下に下がってくるわけでございます。尾西市、木曽川町も同様な格好の組織体系になっているといったことでございます。

次に、2ページでございますが、それぞれの市町の初任給でございます。一宮市と尾西市は大学、短大、高校、すべて一緒でございます。木曽川町において大学卒業の初任給が、一宮市、尾西市よりも若干低く17万1,500円となっているところでございます。

最後でございますが、それぞれの市町の平均年齢及び平均の給料月額を掲げさせていただきました。一宮が42.7歳で35万5,000円、尾西市が43歳と8カ月で33万3,800円、木曽川町が40歳と10カ月で31万400円といったことが平均の給料月額でございます。

はねていただきまして、3ページをお願い申し上げます。

先進事例といたしまして廿日市市、新発田市、田原市の3つの市の例を挙げさせていただいております。

それから、4ページでございますが、この職員の身分の取扱いに関する合併特例法の抜粋でございます。関係する第9条あるいは地方公務員法の第3条を掲げさせていただいております。

私からは以上でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたけれども、この説明に対しまして何かご質問等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ、橋本委員。

○橋本 照夫委員

職員の給料ですけれども、これはほかの小委員会でも検討されているのですか。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

この一般職の職員の身分の取扱いについては、この総務文教小委員会の検討事項となっておりますので、ここでのみの議論となってまいります。

○梶田 信三委員長

どうぞ、松村委員。

○松村 真早美委員

質問なのですが、階級欄に違いがあるようですが、これは合併と同時に統合されるということでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

合併と同時でございます。

○梶田 信三委員長

天野委員。

○天野 彰委員

資料の一番最後の平均給料月額のところですが、これを見させていただきますとかなり差が出てきているわけですが。これについて、特例法に照らして給料その他の身分について不均衡を生じないようにというそういう法律の条項もあるわけですが、合併された後どういうふうな考え方をしてみえるのかお聞かせください。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

先ほど調整方針で述べさせていただいたとおり、合併時にはいわゆる現給保証といったことで、今もらっておみえになる給料月額は保証するといったことで調整を図ってまいりたいと考えております。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○天野 彰委員

ということですが、それぞれ合併時の給料そのまま横並びでということ、現状維持ということになるのですか。そういう意味でしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

そのとおりでございます。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○天野 彰委員

最初に申し上げましたように、そういうことで不均衡が生じるとは考えておみえにならないのかどうか、あわせてお伺いしたいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この合併特例法の第9条が意図しているところは、職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しては、すべてを通じて公正に処理しなければならないと書かれているところがあります。これにつきましては先ほども説明申し上げましたように、特定の合併関係市町村の職員であったことを理由に、その勤務成績や能力とは別に不公平に処することがあってはならないといった意味合いに私ども考えておりまして、合併時に現給保証ではなく、例えば一宮市の今までの職員がもらっている給料並みに上げるということではないと解しております。

それは、現実に先進地で、合併されたところ、いろいろな手法でやってみえるところがありますけれども、現給保証というところも数多くありますので、私どもとしてはその術をとっていかうと考えております。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

橋本委員。

○橋本 照夫委員

1番の職員数のところですがけれども、先ほど説明では333人減という目標だそうでありましてけれども、これはほかの小委員会でお決めになったことですがけれども、現実味があるかどうか。例えばの話、民間ですと当然希望退職を募って、退職金の上積みを若干、何%か何割か知りませんが、いずれにしてもそういう方法でないと、333人を一気に減らすというのはかなり難しいことではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

333人というのはいわゆる10年間で333人といったことで、この建設計画の財政計画というのは、いわゆる一般会計の財政推計でございますので、今ここに述べてある職員数というのはトータルでいくと約3,800人になるかと思いますが、財政計画は一般会計ですので、例えばこの中で病院とか水道・下水道とかいったところを除いた人数、おおよそ2,500人弱になってまいりますけれども、その2,500人を10年間で333人減らして約2,170人といった、いわゆる財政計画の中の人員削減計画とご理解をいただければと思います。

先ほども申しましたように、これは綿密に何人を減らすといった計画をしっかりと作り上げて推計したのではなく、あくまでも中核市である岡崎市並みに減らすべきであろうといったことで推計したものでございますので、先ほど調整方針の3番目で述べさせていただいたように、適正化計画を合併後策定して本当に333人でいいのか。あるいはもう少し減らさなければいけないのか、あるいはちょっと減らし過ぎかといったことも、再度綿密に計画を立てて適正化を図ってまいりたいと考えております。

○梶田 信三委員長

ほかにございませんでしょうか。

常川委員さん。

○常川 雄次委員

先ほど合併時に職階等は統一するということと言われておりましたけども、現給を保証するというで階級を統一すると、基本的には全部上がりませんか。ちょっとずつかも知れませんが、現給を保証するという意味だと、階級を統一したときに、一緒になるわけですから、現在の2市1町よりもぐっと上がるような気がするのですけど。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

いわゆる給料、例えば40万円今もらってみえる人は、その40万円は保証するという話でございます。先ほど言いましたように、4番目のところで今後3市町の長が協議して決めることとございますけれど、例えば尾西市の8級の課長が、一宮市でいくと課長は9級になりますので、その課長が一宮市の職員となって9級の課長になっていただくというふうに協議されて決定されれば、8級から9級へいくわけですので、9級の給料表に同じ給料額があれば、そのまま40万円となりますけれども、いわゆる直近上位、一緒の給料額がなければ例えば40万500円とかいった給料にいく可能性はあるわけでございます。

ですから、全然上がらないかといえ、若干は上がる可能性はあります。でも、それにつきましては、どこどこの部長が新しい市のどこどこの部長になるといったことは今の段階で決められることではございませんので、これは先程来、説明していますように、3市町の長の協議に委ねていただきたいということで、ご理解をお願いしたいと考えております。

○常川 雄次委員

合併時に級を決められるということなので、意見として言いますが、やはり総額で上がらないような、そういった決め方をすべきだと思いますので、よろしく申し上げます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○川井 勇副委員長

川井でございますが、2件ほど聞かせていただきます。

まず、先程来からお話の出ていることですが、順番を追って言いますと、3番の級別職のことですが、誠に言いにくいかも知れませんが、参考に一宮市の11等級の部長は平均幾らかと、尾西市は9級の部長で幾らかと、木曽川町の8級の部長は幾らかと、これをまず1点目に聞かせていただきたいと思います。

それから、調整方針（案）の4番目、一般職の職員の職名、職階等は現在の3市町の長が別に協議してとこういうことですが、これはまたこの総務文教小委員会にかかりますか。その点を聞かせていただきたい。ただ3首長で協議をして定めるものとするところのことですが、また総務文教小委員会でその問題が協議事項として上がってくるのか、ただ定めるものとして自然に収まっていくものか、この辺をひとつ確認をしていきたいと思しますので、この2点だけ正確にご答弁を願いたいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

3ページの先進事例を見ていただきますと、例えば廿日市市、新発田市のところにありますように、廿日市市の最後のところでございますが、「その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。」あるいは、新発田市の「その細目は、両市町の長が別に協議して定める。」といったものでございます。これは、私どもの表記と非常に似ているところがございます。こういったことでこの小委員会、協議会でお認めいただきたいといったことでございます。

ですから、これをお認めいただければ、あとは3市町の長が別途協議いたしますので、その協議結果というのはこちらの方、協議会の方にお諮りする用件ではなかろうかなと考えております。

最初の1点目でございますが、各市町の部長職の平均給料額でございますが、一宮市が55万2,000円、尾西市が47万800円、それから木曽川町が44万5,800円。

以上でございます。

○川井 勇副委員長

よろしいですか。もう一度確認しますよ。3首長が定めるということは、また再度総務文教小委員会に出てくるわけですか、その辺的確にお願いします。

○梶田 信三委員長

どうぞ。

○伊神 正文事務局課長

3首長の協議の結果は、総務文教小委員会の方にかかる予定はありません。

○川井 勇副委員長

わかりました。

○梶田 信三委員長

他にご意見はございませんでしょうか。

なければ、これはまた次回協議をしていただきたいことでございますので、また何かご

ございましたら次回の小委員会でご協議をしていただくということで、お願いをいたしたいと思っております。

続きまして、協議総文第25号、協定項目19慣行の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

次第の3ページをお願い申し上げます。

協議総文第25号でございます。

慣行の取扱いについて（協定項目第19号）でございます。

調整方針、読ませていただきます。

慣行の取扱いについては、原則として新市において検討するものとする。ただし、市（町）章については、一宮市の市章とするものとする。

恐れ入りますが、附属資料の方をお願い申し上げます。

まず1項目めでございますが、市の花あるいは町の花・木でございます。一宮市がききょうとくろがねもち、尾西市がサツキ、カシ、木曾川町がすいせん、もくせいといったことになっておりますが、この調整方針といたしましては、新市発足後、花・木以外の項目も検討し、例えば鳥とか魚でございますが、必要な項目について市民の意見を聞きながら決定するとさせていただいております。

次に、市歌・町歌でございます。これも先に調整方針見ていただきますと、新市発足後新市歌の制定も含め検討すると書かせていただいております。一宮市においては、昭和11年制定の市歌、あるいは市制80周年の平成13年に制定のシンボルソング、尾西市におきましては昭和33年の「とよはたぐものうた」、それから木曾川町が昭和33年の「木曾川音頭」といったそれぞれの市・町で歌がございます。これについては、新市において検討させていただくということでございます。

次に、3番目の市民憲章・町民憲章でございます。これも新市において検討するということにさせていただいております。一宮市が昭和53年、尾西市においては昭和54年、木曾川町は昭和61年にそれぞれ制定されたものでございますが、これも新市において一定のお時間を頂戴して検討させていただきたいということでございます。

続きまして2ページでございますが、宣言となっております。平和都市宣言、それから次の交通安全都市宣言、はねていただきますと3ページの方には、あかるい青少年都市宣言といったものがございます。平和都市宣言は、尾西市は非核平和都市宣言という名称になっておりますけれども、都市宣言につきましては2市1町それぞれ制定しておみえになって、交通安全都市宣言とあかるい青少年都市宣言につきましては、一宮市のみの制定でございます。これも全部新市において検討させていただこうということでございます。

最後になりましたが、4ページでございます。市章・町章でございます。これにつきましては、図柄等掲げさせていただいておりますけれども、調整方針として一宮市の市章とするといったことで調整が図られております。

私からは以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明で何かご質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ、友定さん。

○友定 良枝委員

市の花・木、歌とか市民憲章とか宣言類は、例えば公募の委員会を設けてつくりとか、そういう予定はあるのでしょうか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

市の花・木につきましては、市民の意見を聞きながらと書かせていただいております。これは公募をさせていただくのか、当初一宮市が決まったときも、いわゆるアンケートといった形で決めた経緯がございますので、そういったアンケートをするのか。これは新市においてどのような手段が、今、住民参画、協働と言われている時代でございますので、そういったことも加味しながら、どの手法が一番適切なのか新市の方で判断していくことになるかと考えております。

○友定 良枝委員

時期としてはいつ頃とか、そういう目標とかもまだ白紙のままということですね。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

この慣行の取扱い以外でも、今までほかの小委員会でも新市において検討するといったことで、期限が明記していないものがございます。ただ、これはできるだけ速やかにやるのが望ましいことに決まっているわけがございますので、私どもといたしましてはできれば1年以内、早い時期に決めていきたい。特にこういったシンボリックなものにつきましてはいつまでもないのはおかしい話でございますので、1年以内というような目標を立てるべきであろうと、事務局では考えております。

○友定 良枝委員

お願いなのですが、例えばまちづくり委員会みたいなものができたとしたらそこに委ねるとか、例えば花は花で決めてしまう、歌は歌で決めてしまう、市民憲章は市民憲章でと別々に決めてしまうのか、そこのところも伺いたいのですけど。

○梶田 信三委員長

はい、事務局。

○伊神 正文事務局課長

先程来申しましたように、今、事務局でこれはお答えする案件ではないというように考えております。新市において速やかに概ね企画担当が内容を決定していく担当課になるかと思っておりますので、企画担当の方でどのような手段が一番いいのか、今の友定委員

さんの意見も踏まえながら調整されていくことであろうと考えております。

○友定 良枝委員

ありがとうございます。

最後に一言、できるだけ市民の意見が取り入れられるような手法でお願いします。

○梶田 信三委員長

ありがとうございます。

他にご質問ございませんでしょうか。

他にないようでしたら、この慣行の取扱いについてもお持ち帰りをいただきまして、また何かご意見がございましたら次回の委員会の方でご協議をいただきたいとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本日最後の議題でございます議会の議員の報酬についてご協議をいただきたいと思いますが、前回までの小委員会でいろいろと議論いただきました。大体现行の報酬を維持すべき、あるいは、一宮市に合わせるべきというような2通りの意見がございましたけれども、今回は当委員会ですべての意見を取りまとめまして、3月3日の全体の協議会に報告したいと思っております。それ以降、何か皆様方の方からこのことについてご意見があればお聞かせをいただきたいと思っております。

どうぞ。

○天野 彰委員

先回の小委員会で、私の考え方はお話しさせていただいたつもりでおりますが、自治法の203条あるいは206条に照らしてみましても、原則論からいくと現状維持というのは、法解釈としては多少問題があるのではないかと私は思っております。

それはそれとしまして、在任特例の特例期間2年間で、木曾川町の例でいきますと一宮市に比べて938万円の格差が出てきます。そういう実態が実はありまして、とてもこれで公平だと私はどうしても解釈しにくい部分がありますので、多くは申しませんが、特別職報酬等審議会にかけられるときにはこういうことも踏まえて議論していただくように、申し添えていただきたいと思っております。

○梶田 信三委員長

何かありますか。

これはいずれにいたしましても、市長が特別職報酬等審議会にかけるということでございますので、それは審議会の委員さんのご判断を待つところだと思うのですが、そのご意見があったということ、合併協議会の方へも皆さんのご意見はこういう意見とこういう意見があったということでご報告したいと思っておりますので、それは十分その辺もお考えいただくとしますので、よろしく願いしたいと思っております。

他にありましたらお願いします。なければいろいろと何回かにわたりまして議論はいただきましたけれども、お話のように議論も出尽くしたようでございますので、ご意見としては現行の報酬を維持すべきと。それから一宮市に合わせるというようなご意見、両論があるようでございます。

前回事務局から説明がありましたように、議員の報酬につきましては先ほど申し述べましたように、特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、市長が条例の提案をしまして、議会で議決という流れで進むようでございますので、協議会としても他の協定項目のように決定することはこの場でできない性格のものでございます。当小委員会といたしましては、今まで皆様方から意見をいただきました現行の報酬を維持するとの意見が多いんですけども、一宮市に合わせるべきという意見もあったというようなことで、私からは全体の協議会の方へご報告をするということでもとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○梶田 信三委員長

はいどうぞ。

○川井 勇副委員長

両方の意見があったということはいいのですが、はっきり明記していただいた方がいいのではないですか。私ども木曾川町ではあくまで新市に合わせると、こういう意見が大半でございます。その辺を十二分に加えておいてください。

○梶田 信三委員長

それでは、例えば天野委員さん、尾西市議会を代表してのご意見と受けとめてよろしいですか。

○天野 彰委員

はい、それでいいと思います。

○梶田 信三委員長

事務局、どうでしょうか。そういう個々の皆様、全体の場で小委員会の結論といいますか、結論とまとめた結果として、尾西市議会それから木曾川町議会の代表の委員から一宮市に合わせるべきだという意見がありましたというような形で報告をさせていただくということの方がよろしいですか。

○川井 勇副委員長

私はそう思います。

○天野 彰委員

今、具体的な数字を申し上げてお話しさせていただいたわけですけども、余りにも差があり過ぎるものですから問題が大きいわけですけども、これだけ格差が出てくると何らかの形で、全部一宮市に合わせるということがいいのかどうかは別としまして、検討させていただく余地はあると思いますので、そういう意味で私は申し上げます。

○梶田 信三委員長

事務局、そのようによろしいですか。

○伊神 正文事務局課長

今、委員長さんがおまとめいただいた内容で構わないと、私は考えております。

○梶田 信三委員長

わかりました。それでは、私の方からただいまお2人方の市議会を代表、町議会を代表するご意見がありました。一般の皆さんはこういう意見でございましたというような形で、報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○川井 勇副委員長

ちょっと遅れましたが、最後に1点だけ確認しておきます。

事務局にお尋ねしますが、先ほど委員長から、報酬の仕組みを述べられました。議員の報酬については、特別職報酬等審議会から答申を受け、要するに市長が条例策定議会の議決というような流れで進むと、こういうことです。だから、もうこの問題は、今後出てきませんね。ここで打ち切っていただけますね。よろしいですね。この問題、何遍でも同じことを繰り返してみえますが、よろしくお願いいたします。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今日で最後でございます。

○梶田 信三委員長

ありがとうございました。

それでは、その他として、総務文教小委員会の日程について事務局から説明を……。

はい。

○松村 真早美委員

すみません。報酬とは関係なく、今後のことでちょっと不安があること、1点、事務局の方にお聞きしたいのですが……。

○梶田 信三委員長

松村さん、ちょっと一度報告を受けてから、後からすみません、よろしくお願いいたします。

とりあえず日程の説明を事務局お願いします。

○森 輝義事務局長

それでは次第の4ページ、資料4をご覧くださいと思いますが、次回「第7回総務文教小委員会」は、3月25日午後2時から予定をしております。開催場所につきましては本日の場所から変更いたしまして、一宮市役所2階の大会議室で開催いたします。

また、改めて文書でご案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

その他については、以上でございます。

○梶田 信三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、松村委員どうぞ。

○松村 真早美委員

厚生小委員会の方でお聞きしたら、組織とか機構の話はこちらの総務文教小委員会の方で行うということだったのでお伺いしたいのですが、それはいつごろこの場に上が

ってくるのかということと、どのあたりまで協議内容として協議して下さるのかということ。実は木曾川町は独自のことを結構やっています、保健センターとか子育て支援の部分があって、それは厚生小委員会の方でもお認めいただいたことも多数あるのですが、業務としては残るけれども、内容が少し伴わないというようなこともお伺いしたので、そういう詳しいところまで協議をさせていただけるのかどうか、それをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

新市の組織につきましては、分庁方式と決まっておりますので、建設部を尾西庁舎、それから教育委員会を木曾川町庁舎に置く、あるいは原則として、一宮市の機構に合わせる。これもまだ定かには決まっておりますけれども、そういったいわゆる大まかなことを決めさせていただくのであって、例えばどこの分野で、どのような細かい事業をやっていくのかといったことまでは、この総務文教小委員会の組織の中でご協議いただくことはない。そこまでは申し訳ありませんけれども、ご勘弁いただきたいと思っています。

ただ、保健センターのことにつきましては、松村委員さんからも従前からお話がありますので、これは3市町の長とも十分認識いたしておまして、この組織の中の一環ではございますけれども、保健センターのことについては別途もう既に協議を進めており、まだ私どもの方に報告は返ってきていませんけれども、その点につきましては、組織の中でではなく、また報告させていただくような時間をとらせていただいて、ご報告申し上げたいと思っています。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

○松村 真早美委員

はい、わかりました。

○梶田 信三委員長

友定さん。

○友定 良枝委員

3市町の長の方とか事務局の方に、ある意味で任せておけば安全なのかもしれないのですが、住民としてはすごく気になる部分なので、勝手にこう決まりましたよ、これでいきますよというふうだと困る内容も多分木曾川町の方は出てくると思うので。例えば何らかの形で、ここの小委員会だけでなく意見聞く機会とか、そういうことを言える機会というのは考えておいて下さるのですか。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

例えば保健センターのことに限れば、それも可能かも知れません。ただ、全部の部署に

ついてこの業務がどのように新市においてつくられていくのか、それをすべて細かく協議会の中で披瀝して、ご説明して、ご意見を聞くというのは、これは多分不可能であろうと考えております。

ですから、最大公約数という言い方は適切な表現ではないのかもしれませんが、大体というか、組織はこのようになっていくといったことでお認めいただいて、個々の細かい事務事業が、あるいは事業がどのようにしていくのかといったことは、申し訳ありませんけれども、そこまでの協議をお願いするのは少し難しいかなと考えております。

○梶田 信三委員長

よろしいですか。

○友定 良枝委員

例えばそうしたら、新市になって業務がスタートします。それで、例えば木曾川町の方が、ここはサービス低下ではないとかそういう話が多分出てくると思うのですが、それから対処してくださるということですね。

○梶田 信三委員長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

木曾川町の方がサービスが低下するといった、そういう前提でお話いただくとかなりつらいものがあります。私どもは、今現状の2市1町のサービスをできるだけ低下させないようにしていく。ひょっとして低下する部分はこれはあるかもしれない。それは、ただ木曾川町民の方だけが不利益をこうむるということではなく、例えば一宮市あるいは尾西市の住民の方が、合併後に少し支障が出てくることは可能性としてあるわけでございます。しかしながら、それは皆様方のご意見、新市の住民の皆様方のご意見を聞きながら改善できるものは改善していくわけでございますけれども、最初に木曾川町の住民の方がサービスダウンありきというようなお話は、少しいかがなものかと考えております。

○梶田 信三委員長

よろしいでしょうか。

いずれにいたしましても、新市発足すれば、それなりにまた住民の皆さんが参加をしていただいて協議してくる場もまた出てこようかと思っておりますけれども、その中でいろいろとご協議いただくことになると思いますので、よろしく申し上げます。

大変長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。本日予定をしておりました議題は、以上でございます。

本日はどうもご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 4 4 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 3 月 1 2 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)